

第2章 我が国の貿易政策に関する各国等の報告書

本報告書は、我が国と貿易関係の深い国につき、その貿易政策・措置の問題点を我が国との貿易・産業に与える影響という観点から検討することを目的としており、そのため、我が国自身の問題は直接の検討対象とはなっていない。

しかしながら、諸外国が我が国の貿易政策に対して行っている批判を紹介することは、貿易政策・措置の問題点に対する読者の理解を助けるものと考えられるため、WTO 貿易政策検討制度の対日審査における主な論点及び米、EU、カナダの報告書の対日指摘部分の概要を以下に示すこととする。

もとより、これらの措置の選択基準は本報告書と異なっており、ここで取り上げたという事実は、日本政府がかかる批判、提案を認めたことを意味するものではない。

1. WTO 貿易政策検討制度（TPRM：Trade Policy Review Mechanism）対日審査における主な論点

（注）TPRM とは

各加盟国の貿易政策等を定期的に審査する GATT / WTO の制度で 1989 年から実施されている。

我が国を含む四極は 2 年ごと、世界貿易主要国（貿易額上位 20 か国のうち四極を除く 16 か国）は 4 年ごと、その他の国は原則 6 年ごとに審査を受ける。

我が国については、過去 6 回実施されている。

以下に 2002 年 11 月 6 日、8 日の両日に行われた第 6 回対日審査の概要を紹介する。

(1) 概観

各国から約 390 問の書面質問が寄せられ、前回ほどではないものの、依然として質問数は多く、日本の経済・貿易政策に対する関心の高さが表れたものと思われる。

多くの国が日本のマクロ経済回復への努力を歓迎する一方、構造改革・規制緩和等を通じて、日本経済が内需を回復し持続的成長の軌道に乗るために、今後も具体的な成果が得られるよう更に改革を進めていくことに強く期待するとの意見を表明した。その中でも不良債権問題への関心が高く、早急な対応により金融システムの安定化が必要であるという意見が多く出された。

また、ドーハ開発アジェンダに対する積極的取り組みが評価される一方で、農業交渉に対する我が国の消極的態度に対し懸念が表された。

分野別貿易政策としては、農業分野に多くの関心が寄せられ、我が国の農業政策改革の促進、農産品に対する高関税への懸念が表された。

このほか、いくつかの国から我が国の FTA 政策と WTO 整合性に対する意見が出された。

(2) 経済政策

(a) マクロ経済及び構造改革・規制改革

日本経済が緩やかではあるが回復傾向にあることが、アジア・世界経済との関係で歓迎された。ただし、デフレ、消費低迷、高失業率、財政赤字の存在の問題などの不安定要因が指摘され、特に不良債権問題を早期に解決する必要がある、一層の回復を期待するとの認識が多く表明された。

(b) 貿易政策 (WTO・ドーハ開発アジェンダ)

各国からは、我が国が多角的貿易体制を支持し続けていること、及び WTO 新ラウンド交渉に対し積極的に取り組んでいることを評価する旨の発言があった。特に、チリ等から AD 交渉に対する積極的な取り組みを評価する旨の発言があった。

農業交渉については、スイスやノルウェー等より非貿易的関心事項 (NTC)

第2章 我が国の貿易政策に関する各国等の報告書

を重視すべきとの発言があった一方、豪州やカナダ、ニュージーランド等より、我が国から実質的提案が出されていないことに対する懸念とともに、市場アクセスの改善と国内支持の削減を約束するような具体的提案を提出することにより、モダリティ策定に貢献することを求める旨の言及があった。

(c) 途上国支援

途上国支援については、我が国が、ドーハ・グローバル・トラスト・ファンズに150万スイスフランを拠出したことを評価し、今後とも取り組みを強化してほしい旨の発言の他、LDCに対する市場アクセスの拡大が必要との指摘があった。

(d) 自由貿易協定（FTA・RTA）

FTAについては、我が国がいままで進めてきた多角的貿易体制の強化と齟齬が生じないか、また農業分野を排除したFTAを作るのではないか、という指摘があった。

(3) 措置別貿易政策**(a) 関税**

我が国の農産物関税が鉱工業品に比して高いことや、従量税が農産品に多く不透明であること、タリフ・ピーク、タリフ・エスカレーションが存在し、関税割当の運用が複雑である等の指摘があった。

(b) 動植物検疫

日本の検疫基準が他国に比して厳しすぎる、また科学的根拠に基づかない措置がある等、日本の検疫措置とSPS協定との整合性について懸念が表された。

(c) 政府調達

米国から、政府調達手続きの透明性向上にむけた我が国の取り組みを評価しつつも、談合等依然として懸念がある旨指摘されたほか、EUからは公共事業の統一名簿創設の予定はないか、またカナダより外国供給者からの調達実績の少なさに対する疑念が示された。

(d) 基準認証・知的所有権

基準認証に関しては、メキシコから我が国の適合性評価の具体的内容について質問が多く出された他、韓国から、ステンレス鋼板に対する JIS 規格に品質とは関係ないものが含まれているのではないかと疑問が出された。

一方、知的所有権の保護に関し、カナダから電子商取引に伴う知的侵害の対処について、また豪州より民間企業の知的財産権保護について、質問が出された。

(4) 分野別貿易政策

(a) 農業

多くの国から、我が国の農業政策には生産歪曲的なものが多く、改革は十分には進んでいない、また国内支持や高関税で保護するのではなく、非貿易歪曲的措置に移行すべきである等の懸念が表された。また、食糧自給率目標の達成に向け、どのような措置を講じるのか、という質問が表された。

このほか、個別の論点として、米国や豪州等からは牛肉の緊急関税措置について、中国からはコメの国家貿易について、チリやニュージーランドからは漁業補助金等について意見が出された。

(b) サービス（電気通信）

前回の TPRM からの規制緩和の進展を歓迎する意見が出された一方で、豪州や米国から、規制機関の独立性強化や接続料の一層の引き下げ、競争促進を要望する旨の発言があった。

2. USTR 年次外国貿易障壁報告書（日本部分）の概要

(注) 「USTR 年次外国貿易障壁報告書」とは

正式名称は、「National Trade Estimate Report on Foreign Trade Barriers」。1988 年包括通商競争力法 1303 条及び 1304 条によって改正された 1974 年通商法タイトル I 第 181 条に基づき、毎年 3 月 31 日まで

第2章 我が国の貿易政策に関する各国等の報告書

に外国の貿易及び投資障壁について USTR が大統領及び議会に提出することになっているもの。

USTR は、スーパー 301 条に基づき、本報告書に指摘された事項を参考として、6 か月以内 (1999 年 1 月に復活したスーパー 301 条手続では 1 か月以内) に優先外国慣行 (priority foreign country practices) を特定することになっている。(2002 年には優先外国慣行の特定はなされていない。)

2002 年版の報告書では、55 か国・地域が対象となっている。

以下では、本報告書における日本に対する指摘事項の概要を紹介する。

(1) 総評

日米貿易赤字の減少や、米からの FDI の増加等の傾向があるものの、日本経済の低迷や、その構造的な硬直性、過剰な規制、市場アクセスへの障壁等により、米国企業の参入機会や事業活動が制限されていると指摘し、一層の規制緩和の必要性を述べている。

例として、(1)情報通信分野における接続料の高さや独立監督機関の不存在、ライセンス手続きの複雑性、有力通信企業に対する甘い規制がいまだに存在する、(2)農業分野において、既存の基準を活用した農産品の輸入制限増加及び新たな科学的基準の設置等大きな障害が存在する、(3)医療機器・医薬品分野における規制及び構造的な非効率性や、日本での高コストを考慮しない「外国価格参照制度」の新たな導入に対する懸念を述べている。

(2) 日米間の規制改革及び及び競争政策イニシアチブ

ブッシュ大統領と小泉総理によって 2001 年 6 月 30 日に立ち上げられた「規制緩和及び競争政策イニシアチブ」(改革イニシアチブ)は、同日合意された「成長に関する日米経済パートナーシップ」の 6 つの柱のうちの 1 つである。これは、1997 年から 4 年間にわたって行われてきた「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアチブ」(強化されたイニシアチブ)の成功

裡の終了を受け、引き続き諸問題に焦点をあてるべく新たに設置されたものである。米国は、本イニシアチブの下で、米国のモノとサービスの市場アクセスを妨げる日本政府の法律、規制、行政指導やその他の措置の改革を求めている。

○分野別規制緩和：電気通信、情報技術、エネルギー、医療器具・医薬品、金融サービスの各会合

○構造的規制緩和：独占禁止法と競争政策、透明性その他の政府慣行、商法、司法制度改革、流通及び通関の各会合

(3) 輸入政策

①牛肉、柑橘類、乳製品、加工食品の高関税

：日本は上記を含め多くの食品に高関税体制を維持している。米国は WTO 交渉において関税削減を対日優先課題とする。

②コメ輸入制度

：日本は、ウルグアイ・ラウンドでのコミットメントにもかかわらず未だ完全な市場アクセスを実現しておらず、ミニマム・アクセスの拡大、関税の引き下げ、消費者に届く米国産食用米の増加、米国産米の市場占有率の維持、価格設定と入札の透明性を高めるような輸入制度への転換、売買同時契約（SBS）制度の改正を求めている。

③小麦輸入制度

：日本は小麦輸入に際し食糧庁を通すよう義務づけており、食糧庁は輸入価格よりも高額で日本の製粉業者に販売している。この貿易歪曲性につき改善を求めている。

④加工用とうもろこし

：日本国内のコーンスターチ生産量に対する基準が輸入とうもろこしの消費を減らしており問題である。

⑤豚肉輸入制度

：ウルグアイ・ラウンドで合意された日本の豚肉輸入制度

は柔軟性に欠け、高関税やセーフガード制度等を含む。
米国政府はこれらの撤廃とともに透明性確保を求めている。
く。

- ⑥水産品 : 日本はいくつかの特定の漁種に対し輸入割当 (IQ) を維持している。米国の輸出業者は、輸入割当の適用手続やその他の要素について引き続き懸念を有している。しかしながら、米国及び EU の勧告により、日本は輸入割当制度に大きな改良を加えている。
- ⑦木材製品・住宅 : 日本における米国製木材製品の市場を拡張するため、米国は日本に、関税の撤廃、及び、建築基準法、日本農林規格 (JAS) の規定・基準の改正等を引き続き求めている。
- ⑧海洋船舶 : 小型船舶に関する日本の安全規制は、透明性が欠け、市場アクセスを大きく阻害しており、国際慣行との整合性も殆どない。2001 年に、日米は数回協議を持ち、その結果小型船舶免許保持者の運行可能船舶の改正が行われた。しかし未解決の課題も数多く残っており、今後も注視していく。
- ⑨蒸留酒 : 2002 年 4 月より、日本は茶色系スピリッツ、ウォッカ、ラム、ジン、リキュールに関する関税を廃止することになっている。米国は引き続き注視していく。
- ⑩皮革・皮革製品 : 米国政府と皮革・革靴産業は、引き続き、皮革製品や革靴の輸入割当枠の撤廃を強く要求している。

(4) 基準、試験、表示及び認証

①鶏肉輸入禁止措置 :

2002 年 1 月に米国内の一部で低病原性トリインフルエンザが検出された際、国際獣疫事務局 (OIE) の定める基準を満たしているにもかかわらず日本は米国から家禽の

輸入を一時的に禁止した。米国は、日本に OIE 基準に従うよう、また科学的検疫を義務づける WTO・SPS 協定に従うよう促し続ける。

② BSE 関連製品 : 2001 年秋に発見された BSE (牛海綿状脳症) の後、日本は世界各国からの各種畜産物の輸入を禁止した。米国は OIE の定める「BSE フリー」国の基準に適合する。従って日本の非科学的な輸入禁止措置に改善を要求する。

③ 生鮮リンゴ : 米国は、生鮮リンゴを媒体とする火傷病伝染の理論上のリスクが微小であることを示す歴然とした証拠を提示しており、日本が緩衝地帯を廃止するか 10 メートル以内に縮小するとともに、樹木ごとの検査の義務付けを廃止することを引き続き要求している。また 2002 年 3 月 1 日、米国は本件を WTO 紛争処理手続下での協議を要請した。

④ 生鮮ジャガイモ : 米国は引き続き、日本が生鮮ジャガイモの検疫リストからジャガイモシストセンチュウとジャガイモガンシュ病菌を除外することを要求していく。

⑤ 生鮮ピーマンと生鮮ナス

: 二国間および国際的な協議を通じて、米国は、ピーマンとナスの果実がタバコベト病の媒介とはならないとの主張を継続する。

⑥ 燻蒸政策 : 過剰かつ不必要、貿易歪曲的な燻蒸を減らすため、日本政府が検疫対象外の病虫害の包括的なリストの作成、国際植物防疫条約 (IPPC) 等の国際基準の採用、及び透明性のある検査手続を確立することを引き続き求めている。

⑦ バイオテクノロジー

: 米国は、日本が遺伝子組み替え製品から作られている食

品及び飼料、種子の表示義務拡張に向かっていることに
対し非常に懸念を有している。

⑧有機食品に関する新基準

：農林水産省は、新しい JAS 規格により、政府によって資格を与えられた業者を通じてのみ米国有機食品を輸入できるという新規則を作ったが、米国はこれを特に懸念する。また同省は、有機食品材料に対する米国農務省の認定証を認知するまで、米国認証者の日本市場参入を禁止した。現在この問題につき米国は交渉中である。

⑨食品添加物

：国連食糧農業機関（FAO）と世界保健機関（WHO）により安全と認められている食品添加物について、そうした加工食品の対日輸出が日本独自の基準によって妨げられていることがある。

⑩栄養補助食品

：日本は、栄養補助食品に栄養上・健康上の効能があることを裏付ける科学的データ・情報が存在する場合には、そうした利点の表示を認めたが、規制にあたって求められるデータ要件は、合理性があり適切なものであると同時に、安全と効能を保証するために必要なものだけに限定されるべきである。また、規制の決定に当たっては、入手可能なデータ・情報をすべて考慮した上で、明白な科学的根拠に基づくべきである。

⑪動物用医薬品

：日本は通常、科学的証拠を評価する前に、FAO・WHO コーデックス委員会により国際基準が採用されることを待つために、動物用医薬品の許容水準の設定が大幅に遅れている。米国は日本に対して、許可水準の設定手続を迅速に行い、また、そもそもコーデックスの審議結果を待つことでプロセスが遅れることがないようにすることで、日本で販売される動物用医薬品の安全審査プロセス

の改善をするよう求めている。

(5) 政府調達

①コンピュータ : 2001 年、米国は日本に対し、コンピューター合意の実施を引き続き更新・改善することを求め、この目標に向けて、公共部門の調達に当たりインターネットをさらに十分に活用すること、入札審査での総合評価落札方式（OGVM）の利用を拡大すること、そして入札希望業者に提供する調達計画についての事前情報の対象件数を増すことを求めた。また、日本は 2005 年までにインターネット上による政府調達に移行する旨発表した。米国はこの進展を注視していく。

②建設、設計及びエンジニアリング

: 1994 年の日米公共事業合意は引き続き有効であるが、年次協議を義務付ける制度は、2000 年 3 月をもって失効した。また日本には、談合の蔓延や JV 構成に関する不合理な規則、資格審査及び評価の基準が曖昧かつ差別的である等の問題的慣行が存在する。

③医療技術 : 1994 年の医療技術合意は成功し、外国供給業者の市場アクセスと販売増加が見られた。この合意下での年次相談メカニズムは 2001 年 3 月で期限が切れたが、何か懸念事項があれば米国はさらなる進展を図ることを求める。

④人工衛星 : 1990 年の日米人工衛星調達合意は、日本政府の調達市場を外国からの競争に開放することに成功している。米国は、日本による合意条件の順守を、引き続き注意深く監視するとともに、米国衛星メーカーの調達機会へのアクセスが不当に奪われることがないように、研究開発用衛星の定義が広範にわたるものとはならないよう求めている。

く。

- ⑤電気通信 : 1999年に日米両国は新たなNTT資材調達取決め（NTT再編後の資材調達に関する措置）について合意し、日本の電気通信機器市場の競争拡大、および開放性、公正性、透明性を改善するという目標に近づく上で、同取決めが効果を発揮していると考ええる。
- 1994年の電気通信機器及びサービスの調達に関する日米合意（日本の公共部門における電気通信機器およびサービスの調達に関する措置）に関しては、2001年の年次会合にて、日本政府調達の外国製品シェアが長期に渡り低いことに対する懸念を表明した。日本はe-Japan戦略を実施するに伴い、地方及び政府電気通信関連調達が増加していくが、調達時の透明性が増大されることで外国企業の利益となることを期待する。

(6) 知的財産権保護

- ①特許 : 米国は、日本の特許行政に関し、裁判所での特許訴訟に比較的時間がかかること、証拠開示手続の順守を強制する効果的な手段がないこと、そして証拠開示により明らかにされた秘密情報に対する保護が十分でないこと、ビジネスモデルの保護の欠如など、いくつかの側面に懸念を持っている。2000年の特許法改正に伴い審査期間の短縮、弁理士数の増加等については、好意的に受け止め、引き続き日本の特許法の強化に協力していく。
- ②著作権 : 最近成立したインターネット・サービス・プロバイダー（ISP）法は、現在の形では、インターネット上での作品に対する保護等が不十分である。また、2000年に著作権法が一部改正されたが、著作権回避装置に対する罰則は

「主要機能」が著作権回避である装置に対してのみ適用される旨記している点を懸念している。2001年に、日本は著作権侵害に対する罰金を300万円から1億円に引き上げ効果を上げているが、米国は、オンライン上の著作権侵害の増大に鑑み、侵害率を更に下げる対処をするよう日本を促している。

- ③商標 : 2000年3月のマドリッド・プロトコル批准に備えて日本が可決した法案には、いくつかの有用な措置が含まれている。2000年1月1日より、日本は受理された商標出願の公開制度の導入を開始し、2000年3月14日より、商標権者は当該商標の出願から登録までの期間の損害賠償を受けられる。また、1997年の商標法改正により商法侵害への罰則が強化されたが、いまだに保護が弱いことは遺憾。更に、職権上、特許庁職員によって当該商標が日本で周知のものであるか否かを決定する点には特に懸念を有する。
- ④地理的表示 : TRIPS協定22条から24条において、地理的表示と商標との関係について規定されているが、地理的表示悪用防止のための法的措置や、商標と地理的表示の間の対立を解決するための法的措置が日本において整備されているかは不明である。米国はさらなる情報を期待している。
- ⑤営業秘密 : 日本においては、営業秘密に関する裁判所での審理がいまだに公開されていることなど、営業秘密の保護が不十分であることを懸念し、米国は引き続き日本が更なる改革を実行するよう強く働きかけていく。
- ⑤水際規制 : 米国は、外国の知的所有権保有者が日本の税関当局の保護を受けやすくなるよう、出願から検査及び差し止めに至る手続きを改善することを求め、その結果2001年には

第2章 我が国の貿易政策に関する各国等の報告書

日本の水際規制が強化された。米国はこれを歓迎すると共に引き続き改善及び強化を求めている。

(7) サービスに関する障壁

- ①保険 : 1994年と1996年の2国間保険合意により注目すべき成果が見られるものの、さまざまな重要課題は未だ残っている。米国政府は、日本政府に対し、引き続き競争拡大を促していく。また米国は2003年の郵政金融機関(郵政事業庁)の公社化(日本郵政公社)に関心を持っている。2001年10月の規制改革イニシアチブにおいて、政府の民営化に対する透明性向上等を提案したが、今後当該機関のいかなる決定も透明性を確保するよう強く促す。
- ②専門職業サービス : 米国は、建設、設計、エンジニアリング・サービスについては、日米公共事業合意を通じて、法律業務については、強化されたイニシアティブの下で、またこれ以外の広範囲にわたるサービスについてはWTOの場において、日本での専門職業サービスのアクセス改善を引き続き求める。
- ③会計監査業務サービス : 日本では、規制対象の会計業務を提供できるのは日本の法律下で公認会計士の資格を持つ者、あるいは日本の公認会計士5人以上の社員(パートナー)により構成される監査法人に限られている等、さまざまな規制を有しており、米国は、日本がこの制約的な市場を開放するよう引き続き求める。
- ④法律業務 : 米国は、日本がパートナーシップおよび雇用を解禁し、外国弁護士に対する規制の透明性を向上させ、日本にお

ける法律業務に対するその他の不必要で不当な制約を廃止することを引き続き求める。

(8) 投資に関する障壁

対日直接投資に関する直接的な法的制約の大半は撤廃されたが、官僚の裁量の差別的行使が時折見られるなど、官僚的な障壁が残っている。現在、日本の外国為替法では大半の場合、投資計画について事後届出しか要求していないが、農業、鉱業、林業、漁業などの分野で依然として省庁への事前届出を求めている。しかしながら、対日直接投資フローの低水準は、政府関連の障壁よりも排他的な商慣行と高い市場参入コストの影響を反映している。

日米パートナーシップの下に設置された投資ワーキンググループでは、国内外企業にとって総合的な投資環境改善に必要な市場ルールの変更に重点を置いて協議。米国は、日本における活発かつ効率的な M&A 市場の発展や、外国投資家の土地市場へのアクセス改善、労働市場の流動化促進等を勧告した。

また、産業再生法、民事再生法等の制定や、会計制度の国際基準への適合理化実施、及び 2000 年 4 月より日本が着手した商法改正を歓迎すると共に、税制についてさらなる透明化及び修正を求めている。2001 年においても両国は日本の投資環境充実に向けた取り組みを継続し、コーポレートガバナンスの増進や会計・ディスクロージャー基準の改善等、具体的な提案がなされた。

(9) 反競争的な慣行

①排他的商慣行：排他的な商慣行は、市場メカニズムを制限することで、企業や消費者の選択肢を減らし、モノやサービス価格を上昇させる。加えて、これらの慣行は、斬新な製品・サービスで日本市場に参入しようとする競争事業者を失望させ、新たな国内産業や技術の発展を阻害する。こうした慣行は、外国投資家の意欲を失わせる。

②不当景品類および不当表示防止法

：米国は、日本が公正取引協議会を独禁法の適用除外とする景品表示法第10条第5項の必要性を、廃止することも視野に入れ見直すことを引き続き求める。

(10) 電子商取引

米国は、日本がインターネット及び電子商取引に関し、民間主導かつ最小限の規制にすべしという共通認識を有することを歓迎する。また、近年のDSLサービスの発展（例：ADSL）と並んで、いまだ大多数の消費者及び企業は高額なダイヤルアップサービスを利用しており、この高額接続料を焦点に、日本の今後の電子商取引分野の成長促進を図る。更に、2001年の規制改革イニシアチブにおいて、米国は日本に対し、オンライン・プライバシーや消費者保護、オンライン取引の容易化、電子政府などの分野につき勧告や提言を行った。また今後も、日本政府の電子商取引の試験プロジェクトが米国企業の参加に対して完全に開放されること、電子商取引とインターネット関連の規格や技術が引き続き開放され国際的に互換性を持つことを確保すること、総務省等の規制当局の行動を監視し、日本の電子商取引の成長・発展のための自由な環境の整備に資することを確保する。

(11) その他の障壁

①航空宇宙　：米国は、日本の航空宇宙関連市場が開放性を維持し、日本政府の措置が米国の航空宇宙企業を差別しないよう、引き続き動向を監視していく。また最近、経済産業省より、100席の民生用航空機開発が提案されたが、監視が必要である。

②自動車・自動車部品

：自動車及び同部品に関する日本市場の開放は、引き続き米国の重要な目標である。米国メーカーの日本市場及び

現地工場へのアクセス改善のため、日米両国は 2001 年 10 月に「日米自動車協議グループ (ACG)」を設立した。ここでは両国から提出されたデータに基づき現状を評価するとともに、懸念解消のため必要な措置等（更なる規制緩和、透明性の向上、競争法の積極的適用等）を特定する。ACG は最低年 1 回開催される。

- ③民間航空 : 1998 年の合意覚書の取決めに従い、「完全自由化」を目指す新たな交渉が 2000 年 11 月に開始された。2002 年からチャーター便の運行が年間双方 800 便まで認められることになり、また新たな米国貨物航空企業が日米市場間に参入する可能性がある。米国は「オープンスカイ」を促進する国際政策に沿って、日米航空のさらなる自由化を追求する。
- ④成田空港問題 : 2002 年に開設予定の新しい滑走路によって新たな着陸スロットが追加されるが、新滑走路は距離が短く、殆どの長距離路線の利用に対応できていない。また、2000 年 10 月に成田空港公団は国際線着陸料の値上げを発表した。
- ⑤電力会社 : 日本の電力会社が適用する基準や規格は、これらがしばしば外国企業にとって差別的なもの、またはその他不当に多大な負担を強いるものとなっている。米国はまた、調達過程における透明性と公平性の拡大を求めている。
- ⑥板ガラス : 1999 年 12 月の日米板ガラス合意の失効後、米国は「強化されたイニシアチブ」において日本と議論を行った。引き続き米国政府は、経済産業省が公取委と連携し、日本の板ガラスメーカーやガラス流通システムを十分に監視することで、独占禁止法が順守されていることを確保するとともに、この分野の競争を促進することを求めている。

- る。
- ⑦自動二輪車 : 高速道路での自動二輪車の2人乗り走行（乗客を乗せた走行）禁止措置について、引き続きその撤廃を求める。
- ⑧紙・紙製品 : 2001年まで、日本の紙・板紙製品の輸入には、意味のある増加が見られず、日本の紙・板紙市場における輸入品のシェアは、依然として主要工業国の中で最も低い水準にある。
- ⑨海運及び貨物 : 米国は、2000年の港湾運送事業法改正が港湾事業に及ぼす影響について今後も追跡調査を行い、港湾部門での規制緩和を加速化させることを求める。
- ⑩半導体 : 両政府および両国の半導体産業による長年の努力の結果、業界レベルの協力においても、市場アクセスにおいても、大きな前進が達成された。日本による外国製チップの購入は、ここ数年3割である。引き続き米国は日本市場における外国製品シェアを監視していく。
- ⑪鉄鋼 : 2001年6月、米国は大統領による多国間鉄鋼イニシアチブを立ち上げた。日本は二国間協議や2001年末のOECDハイレベル鉄鋼会合において建設的に参加するも、引き続き相当量の過剰生産設備の減少または削減が必要と評価する。米国は引き続き、鉄鋼産業におけるいかなる反競争的行為、市場アクセス障壁、あるいは市場を歪曲化する貿易慣行にも、引き続き積極的に対処していく。

3. EUのマーケットアクセス報告書（日本部分）の概要

(1) 貿易政策の一般的特質

日EU規制緩和対話のもとで、全体として相当な進歩が多くの分野一特に

金融サービス、自動車、製薬等で行われたことを評価している。しかしながら、農業、輸送サービスや電気通信のような分野においては、依然として厳しい規制が残っており、競争政策に対する進展は失望的なものである。昨今の経済・金融不況克服のためには、規制改革が特に重要である。日本政府は規制改革推進3カ年計画を立ち上げており、EUもこれに参加していくこととしている。

なお、EUからの2002年対日規制改革優先要望は、2002年10月に日本政府あて提出されている。

(2) 関税障壁

日本の関税は平均的には低く、殆ど全ての鉱工業製品の関税は譲許されている。しかしながら、有機化学物質、医薬品、ガムテープ等に輸入割当を実施している。また、ウルグアイ・ラウンド交渉後も、引き続き高関税が問題となっている製品部門は、てんぐさ類、砂糖、チョコレート菓子類、チーズ・酪農乳製品、ビスケット、ジャム、スモーク・サーモン、原料（鉛酸化物、溶解アルミニウム酸化物、ニッケル）、皮革・革靴等である。

(3) 非関税障壁

基準・認証に関し、非常に多くの禁止・制限事項が法令で決められており、EUからの輸出者にとって大きな困難となっている。輸入製品、国内製品の差別はないものの、基準や試験方法が透明でなく、EU製品は日本の試験期間による試験や認証を得るために長期間を要する上、試験期間は、最近長期化してきている。

日本が、政策の合理性及び基準・認証手続きの透明性向上や、国際基準への合致に努力していることは評価している。

また、公共調達や入札に関する参入条件の改善についても評価している。

(4) 投資関連措置

ビジネスコストや企業税が高く、流通参入や法制度、企業慣行などの困難性（具体例として、系列企業間での株式交換、共有資本の取引、外資企業への不信、外資支配下での系列社員の抵抗、合併・買取にかかる複雑な法制度、企業会計制度の不透明性等）が挙げられており、特に一般的印象として負債が過小報告されていることを挙げている。これらの問題は合併・買取のターゲットとなる中小企業にとって特に深刻である。

(5) 知的財産権関連措置

日本が参加している多国間協定、特許協調協定の一覧を列記するとともに、まだ不参加のものを指摘している。

4. カナダの国際市場アクセス優先交渉分野（Canada's International Market Access Priorities）（日本部分）の概要

(1) 概観

カナダにとって日本は米国及びEUに次いで3番目の貿易相手国であり（総輸出額の2%）、また、3番目の対加直接投資国である。一方、日本にとってカナダは木材、パルプや紙、食肉、プレハブ住宅など多数の主要な商品の主要供給国であり、近年は精巧なハイテク製品・サービスの輸出も増加している。カナダの対日輸出は90年代後半から減少傾向が続いており、2001年は前年比12%減となった。

また、日本の趨勢としてコスト面での競争力のある製品への需要が高まっており、輸出業者にとって重要な輸出機会をもたらしている。カナダ外務貿易省は日本の規制改革・構造改革を通じいかなる市場機会に可能性があるか分析するとともに、産業省とサービス分野における市場機会の研究を行っている。その結果は2002年の「改訂対日アクションプラン」に盛り込まれることになっている。

(2) 2002 年度カナダの市場参入優先課題

- ・ 植物油、加工食品、林産品、赤身肉、魚、非鉄金属、皮革靴製品などに適用される関税の引き下げ
- ・ 日本における特定の技術及び規制障壁の撤廃
- ・ 日本の公式協議プロセスへ参加を継続し、不必要なコストを付加する国内規制の問題点を特定すること
- ・ 両国就業者の年金権利保護を目的に、統合化と社会保障制度に関する協定につき継続して議論を行うこと
- ・ 2002 年春の成田空港第二滑走路供用に伴い、スロット追加に関する協議を継続すること
- ・ 規制当局は、医薬、バイオテクノロジー、競争政策などの領域で二国間の協力を継続すること

(3) モノの貿易についてのアクセス改善要請項目

- ・ 豚肉（冷蔵・冷凍）に関するセーフガード
- ・ キャノーラオイルへの関税
- ・ 遺伝子組換え作物（GMO）の表示義務
- ・ 温室栽培パプリカに係る検疫
- ・ 特定の加工動物性たんぱく質の輸入禁止等の規制
- ・ 乾草の加熱処理法
- ・ 建材及び住宅に関する自由化と規制緩和
- ・ スプルース・パイン・ファー木材（SPF 木材）への課税
- ・ 木造 3 階及び 4 階建て住宅の規制
- ・ 建材に関する日本農林規格（JAS）検討作業
- ・ 在来工法住宅用製材の性能規格の基準
- ・ 住宅品質保証（HQA）法に基づく認可

(4) サービス貿易についてのアクセス改善要請項目**①電気通信サービス**

通信分野の日本市場は大きく門戸を開いてきたが、カナダ政府は基本通信サービスに関する日本のサービス協定上の履行につき引き続き監視していく。また、2001年の省庁再編に伴い、規制当局の独立性がどう変化するか注視する。

②航空運輸

2002年春の成田空港第二滑走路の供用に伴い、エアカナダのスロット数が追加されるようカナダ政府は要請を続けてきたが、日本が新たなスロット配分の検討を拒否したことに懸念を抱いている。

③金融サービス

日本の金融サービスの規制緩和が近年大幅に進展したことを歓迎するが、銀行と証券の厳格な分離を求める規制等、カナダの金融機関にとって障壁が残っている。また、日本の簡易保険制度について依然懸念を有する。

④法律サービス

外国人弁護士と日本人弁護士の提携や雇用に関連した制限を取り除き、外国人弁護士のアドバイスに関する制限を廃止して、自国や資格のある第三国の法律についてアドバイスを行えるよう要請する。

⑤投資

日本は米国、EUに次ぐ3番目の対カナダ直接投資国である。現在、日本は対日直接投資に関し、限られた部門への投資のみ事前届け出を必要とする等特定の経済分野に適用される法的規制の大部分を撤廃している。しかし日本には高い間接コスト構造や排他的な売買ネットワーク等の構造的障壁が残存している。

<各報告書のHPアドレス>

○米国

・ NTE report: National Trade Estimate Report on Foreign Trade

Barriers

<http://www.ustr.gov/reports/nte/2002>

○EU

- ・EU Market Access Database

<http://mkaccdb.eu.int/>

○カナダ

- ・Canada's International Market Access Priorities 2002

<http://www.dfait-maeci.gc.ca/tna-nac/cimap-en.asp>